



「市民ファシリテーター育成講座」参加者募集

☎ 企画財政課企画調整係（市役所 2階 ☎82-3114、☎23-4414、
✉ : kikaku@city.date.hokkaido.jp）



ファシリテーターとは、会議などの場で参加者の意見を積極的に引き出し、創造的な話し合いができるようサポートする進行役のことです。
今年度は講義と個人ワークが中心の基礎編と、グループワークが中心の実践編の2回開催します。実り多い楽しい会議を進めるための進行の手法や企画のポイントについて、実践を交えて学んでみませんか。

日時

基礎編

9月3日(土) 午後1時30分～4時

実践編

10月2日(日) 午後1時30分～4時

※2回通しての受講、1回のみ受講どちらでも構いません

場所

基礎編

保健センター

実践編

市民活動センター

参加資格

高校生以上で市内在住の方が、市内の事業所・学校に通勤・通学している方

募集人数

基礎編、実践編ともに各20人(先着順)

申込方法

住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業・希望のコース・応募動機を書いて、持参・郵送・FAX・メールのどれかの方法で担当に提出(書式自由)

申込期限

8月26日(金)



8月市民参加の実施予定

☎ 企画財政課企画調整係（市役所 2階 ☎82-3114）

ワークショップ参加者の募集

自然公園ワークショップ

市では自然公園のあり方について検討するワークショップを開催します。将来の自然公園のあり方について、一緒に考えませんか。

開催日程・内容

9月から11月まで全3回

1回目と3回目は、参加者と日程を調整して決定します。2回目は10月2日(日)（予備日10月10日(祝)）に自然公園の見学を行います。

参加資格

市内在住の方が、市内の事業所・学校に通勤・通学している方で、自然公園に関心がある方(年齢制限はありません)

募集人数 8人程度

申込方法

住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を書いて、持参・郵送・FAX・メールのどれかの方法で担当に提出(書式自由)

申込期限 8月19日(金)

上下水道課（市役所3階 ☎82-13296、☎21-2170、✉ : gesuido@city.date.hokkaido.jp）

※申込多数時は、男女の比率や年齢構成、お住まいの地域などを考慮し決定します



成年後見支援センターに相談してみませんか

☎ 成年後見支援センター（社会福祉協議会内 ☎22-4124）

成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない方を支援する成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する日常生活上の悩みごと・困りごとについて、ご本人・ご家族・その関係者からの相談に幅広く応じ、市民の皆さん一人ひとりが、認知症や障がいなどの有無に関わらず、住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活を安心して継続することができるよう支援します。遠慮することなくお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

このようなきに相談ください

- お金の管理ができなくなった。
- 必要ではない物を度々買ってしまふ。
- 1人で福祉サービスの契約や入退院手続きができなくなった。
- 訪問販売や悪質商法の被害に遭いそうになる。
- 成年後見制度の基礎的な内容を知りたい。
- 成年後見制度のメリット・デメリットを知りたい。
- 成年後見制度を利用すべき事案かどうか分からない。
- 成年後見制度の申立方法を教えてほしい。
- 成年後見制度の申立手続を支援してほしい。
- 自分の死後のこと、親が亡くなった後のことなど、将来のことが心配だ。
- 遺言・相続・終活のことについて知りたい。

伊達市成年後見支援センターの仕事

相談支援

- ▶ 認知症や障がいなどで判断能力に不安がある方の生活上の悩みごとについて、本人・その家族・関係者等からの相談に応じます。
- ▶ 成年後見制度を始めとする本人にとって最善の権利擁護支援策を関係機関と連携して検討します。



手続利用支援

- ▶ 本人の生活状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用の要否等を検討します。
- ▶ 成年後見制度の利用が必要とされる場合は、申立書の作成や後見人等候補者の選定など、本制度を利用するための支援を行います。



広報・啓発

- ▶ 成年後見制度の仕組み、メリット・デメリットのほか、同制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知広報します。
- ▶ 地域の住民の皆様、金融機関や各種相談機関等に対し、判断能力の低下に伴って生じやすい様々な課題やリスクを広報啓発します。



市民後見人の養成

- ▶ 判断能力が不十分な方に対し、本人と同じ地域の生活者として一般市民の目線をもってきめ細やかな身上保護を行える「市民後見人」を養成します。
- ▶ 市民後見人が安心して適正・円滑に後見業務を行えるよう、関係機関と連携しながらサポートします。



知っておきたい福祉の話「障害者差別解消法」

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（市役所1階 ☎番窓口 ☎82-3193）

障害者差別解消法は障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、障がいのある人に対して正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような「障がいを理由とする差別」を禁止し、障がいのある方から何らかの対応を求める意志が伝えられたときに、負担になり過ぎない範囲で社会の中にあるバリアを取り除くために対応する「合理的な配慮」を行うことが求められています。

この法律に明記されている「障害者」とは障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）、そのほか心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてが対象です。

一人ひとりがお互いを理解し、相手を思いやる「心のバリアフリー」を実践し、バリアのない社会を広げていきましょう。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>